

## ラムサール条約登録湿地の区域の拡大の概要

- 1 . 拡大を行う登録湿地の名称 : 釧路湿原
- 2 . 拡大する区域 : 達古武湖（北海道釧路郡釧路町所在）
- 3 . 拡大する面積 : 137ha
  - 形態別 水面 137ha
  - 所有別 公有水面 137ha
 （拡大後のラムサール条約登録湿地の面積：7,863ha）

### 【参考】登録の経緯

- 昭和55年6月17日 我が国最初のラムサール条約登録湿地として登録。  
 （面積5,012ha）
- 平成元年6月20日 登録湿地の区域拡大（拡大面積2,714ha、合計7,726ha）。

- 4 . 拡大する区域の法令による規制：国設鳥獣保護区特別保護地区（全域）  
 : 釧路湿原国立公園第2種特別地域（全域）

- 1 国設鳥獣保護区（予定地を含む11,523ha）の存続期間  
 平成10年11月1日から平成20年10月31日まで（当初設定は昭和33年11月1日）  
 同特別保護地区（予定地を含む6,962ha）の存続期間  
 平成10年11月1日から平成20年10月31日まで（当初指定は昭和54年3月31日）
- 2 釧路湿原国立公園指定 昭和62年7月31日

- 5 . 拡大する区域の湿地のタイプ : 湖沼

### 6 . 概要

達古武湖は、既登録湿地の釧路湿原に隣接する湖沼であり、水鳥類の繁殖地あるいは渡りの中継地として重要な地域である。タンチョウをはじめオオジシギやカモ類などの水鳥類が繁殖し、春と渡りの時期にはハクチョウ、ガン・カモ類等多くの水鳥が飛来する。また、冬にはオオワシやオジロワシなどの大型の猛禽類も飛来する。

### 7 . 今後の手続き

区域を拡大して指定することについて官報にて告示後、外務省より条約事務局に通報、事務局で登録区域を修正。

### 【参考】釧路湿原以外のラムサール条約登録湿地

伊豆沼・内沼（宮城県）	559ha	昭和60年 9月13日登録
クッチャロ湖（北海道）	1,607ha	平成元年 7月 6日登録
ウトナイ湖（北海道）	510ha	平成 3年12月12日登録
霧多布湿原（北海道）	2,504ha	平成 5年 6月10日登録
厚岸湖・別寒辺牛湿原（北海道）	4,896ha	同上
谷津干潟（千葉県）	40ha	同上
片野鴨池（石川県）	10ha	同上
琵琶湖（滋賀県）	65,602ha	同上
佐潟（新潟県）	76ha	平成 8年 3月23日登録